イ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」、「農業土木」とするものに限る）又は、森林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る）の資格を有する者。）

ウ　国土交通大臣特別認定者

②　主任技術者　①に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの要件に該当する者。

ア　２級国家資格者（土木施工管理技士、建設機械施工技士）

イ　指定学科を卒業後、土木一式工事で次の実務経験を有する者（高等学校（旧実業高校を含む）５年以上、高等専門学校（旧専門学校を含む）３年以上、大学（旧大学を含む）３年以上）。

ウ　10年以上、土木一式工事の実務経験を有する者。

③　平成17年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した、上記２の⑸に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。ただし、同種工事の施工実績として１年未満の工期においては１／２以上、１年以上の工期においては６ヶ月以上の従事期間の施工実績を有すること。なお、共同企業体にあっては、同種工事の経験を有している１人の監理（主任）技術者で足りる。

⑺　本工事に共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することができない。

⑻　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、「九州農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15九総第412号）」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

①　資本関係　次のいずれかに該当する２者の場合

ア　親会社と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係　次のいずれかに該当する２者の場合

ア　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑿　社会保険未加入業者の確認

入札届出の義務【①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務】を履行している建設業者であるかの確認を行うため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する通知書の写しを確認資料の提出時に提出すること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

③　企業評価

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点（技術提案及び企業評価）」の最高点を50点とする。

②　施工体制評価点の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

③　「加算点」の算出方法は、上記３⑴評価項目（技術提案及び企業評価）について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点50点を評価点数の最高点（満点）52点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。（加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点50点／評価点の最高点52点））

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（標準Ａ型及び施工体制確認型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（｛標準点＋施工体制評価点＋加算点｝／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒860―8527 熊本県熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎Ａ棟　九州農政局農村振興部設計課技術審査第１係　池田　和史　電話096―211―9111　内線4727　ＦＡＸ096―211―9821

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　電子入札方式により交付する。交付期間は、令和２年９月２日から令和２年10月16日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時から午後５時まで。ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、上記４の⑴の担当部局で交付する。なお、入札説明書の交付は無償とする。

⑶　申請書及び確認資料の提出期間及び場所

申請書は、令和２年９月２日から令和２年９月16日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時30分から午後４時30分まで。提出場所は上記４の⑴に同じ。

確認資料は、入札書と同時に令和２年10月19日から令和２年10月21日（行政機関の休日は除く。）までの午前９時から午後５時まで。ただし、最終日は、午前12時まで。提出場所は上記４の⑴に同じ。

⑷　申請書及び確認資料の提出方法

①　電子入札方式の場合　申請書は、入札説明書ダウンロードシステムにて配布する競争参加資格確認申請書のみを電子入札システムにより申請すること。申請書の受領後に発行される参加資格確認通知書は、申請書の受理通知として取り扱う。

確認資料は、入札書と同時に電子入札システムにて提出すること。

②　紙入札方式の場合　申請書は、入札説明書ダウンロードシステムにて配布する競争参加資格確認申請書のみを持参または郵送等（書留郵便又は宅配等配達記録の残るものに限る）により提出すること。確認資料は、入札書と同時に持参または郵送等（書留郵便又は宅配等配達記録の残るものに限る）により提出すること。

⑸　入札書の受領期限、場所及び提出方法

①　電子入札方式による入札　令和２年10月19日から令和２年10月21日午前12時まで。提出方法は、上記４の⑷の確認資料と同じ。

②　紙入札方式による入札　令和２年10月19日から令和２年10月21日午前12時までに工事費内訳書と併せて下記契約係へ提出すること。提出方法は、上記４の⑷の確認資料と同じ。なお、入札執行に先立ち、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写しを提出すること。また、入札書を提出する者が代理人の場合は委任状を添えて提出すること。ＦＡＸによる入札は認めない。

〒860―8527 熊本県熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎Ａ棟　九州農政局総務部会計課契約係　光永　尚生　電話096―211―9111　内線4080